

被告に懲役7年

名古屋ひき逃げ

地裁判決 「危険運転」適用されず

名古屋市北区で11年10月、名城大1年、真野貴仁さん(当時19歳)が、同区を車でひき逃げして死亡させたとして、自動車運転過失致死などの罪に問われた愛知県岩倉市、ブラジル国籍の派遣社員、マルコス・アウレリオ・ベルトン被告(47)に対し、名古屋地裁は12日、懲役7年(求刑・同10年)の判決を言い渡した。

真野さんの両親は、

「判決を息子に報告できない。犯人だけでなく(捜査をした)警察にも怒りを感じる」と話した。

判決は9日の予定だったが、「捜査が尽くされていない」という両親の訴えを受け、検察側が目撃者の詳細な証言を証拠として追加提出。言い渡しは延期されていた。

両親は憤り

専門家 法のあり方に欠陥

真野貴仁さんの両親が適用を求めた危険運転致死傷罪は01年、交通事故被害者の遺族の声を受けて創設された。故意に▽アルコールや薬物で正常な運転が困難▽進行制御が困難な高速度▽未熟な技術▽無理な割り込みや著しい接近▽赤信号無

視—などの状態で車を走らせ、人を死傷させた場合に適用される。

しかし、捜査関係者の間では、条文のあいまいさなどから適用が難しいと指摘されてきた。真野さんが死亡した事故でも、被告の酩酊状況などが「正常な

運転が困難」とまではみなされず、名古屋地検幹部は「現行法の構成要件に照らし合わせ、危険運転致死罪で起訴すると判断できなかった」と話した。

同罪で起訴されても、判決では自動車運転過失致死罪に変更されるケースもある。そのため、真野さんの両親と同様、柔軟な適用

を求める署名活動は各地で起きていた。

地検と愛知県警双方の幹部は「両親の気持ちも分かる」と被害者感情に理解を示す。交通犯罪に詳しい高山俊吉弁護士(東京弁護士会)は「裁判所も検察も、故意と過失の境界で適用に悩んでいるの

が現状だ。法律のあり方に欠陥がある」と指摘する。

今回の裁判は国会でも取り上げられた。真野さんの両親を支援する



「息子に報告できない」と語る真野さんの両親—名古屋市で12日

る国会議員の一人は「超党派で法改正を働きかけ、被害者を守る法律にする必要がある」と話す。

【高木香奈、写真も】

市川容疑者から

東海市女性遺体 別の容疑